

# いざという時のために—水防演習—

水循環・まちづくりグループ 研究員 立田潤一郎

## 1. 洪水制御の取組と法整備

わが国は、アジアモンスーン気候に属し、夏は梅雨と台風により、集中豪雨が発生することが多い。また国土の70%が山地であることから地形勾配や河川勾配が、世界の国際河川と比較すると急であるため、豪雨が発生すると、流量が急激に増加し、洪水や土砂災害が発生しやすい。

治水対策は古くは、弥生時代から洪水氾濫から集落や耕地を守るための排水路や土手が作られてきた。近代以降の治水を担った明治政府は当初、当時主流だった船運に不可欠な河岸工事や河床浚渫などの利水工事は政府直轄としたが、堤防工事や放水路の整備等の氾濫防止工事は都道府県直轄としていた。1885年、1890年、1896年に大洪水があり、沿岸部に甚大な被害が生じた一方で、鉄道輸送による発達で船運が衰退したことを背景として、高水工事を政府直轄事業で対応せざるをえなくなり、1896年に河川法が制定されることとなった。この河川法は、頻発する洪水被害への対応を念頭においた法整備であった。

その後、発電を中心とした利水が行われるとともに、1955年～1970年代の高度経済成長期に上水道や工業用水の需要が激増したことから、利水を念頭に置いた新河川法に改訂された。この高度経済成長期には、農村から都市への大規模な労働力移動が生じ、急激に市街化が進んだ都市において保水機能と遊水機能が喪失すると共に、農村部では農林業従事者が減少し、水田面積が減少すると共に適切な森林管理が困難となり、水田が有す保水機能、遊水機能及び森林が抱えている土壌が有す保水機能が低下し、都市型水害が発生しやすくなった。

こうした状況への対応として、1980年には、河川整備の投資の重点化と流域での保水、遊水機能の維持及び減災対策を柱とした総合治水対策が創設され、2004年5月より施行された特定都市河川浸水被害対策法に基づき、都市型災害対策が推進された。

こうした洪水対策実施上、堤防や遊水地、放水路などの施設整備のみならず、洪水予報や早期の水防警報、浸水想定区域図の公表、災害時の情報伝達の充実などのソフト面の取組が重視されている。こうした取組の一つに、利根川水系水防演習がある。

## 2. 利根川水系水防演習

利根川水系水防演習は、1947年のカスリーン台風

による未曾有の被害を教訓として、出水期を前に、水防技術の向上と水防体制の充実、住民の水防に対する理解と協力を得ることを目的として、1952年に第1回を開催して以来、「埼玉県、千葉県、栃木県、群馬県、茨城県」の五県の持ち回りで、毎年実施されてきた。現在では、演習参加者、来場者をあわせて約2万人が集まる。

本年は、第62回目の利根川水系水防演習として、千葉県香取市佐原の国交省利根川下流河川事務所にほど近い利根川の土手で、国交省及び関東1都6県並びに開催市町村の主催により実施された。演習第一部では、水防工法の準備及び実働訓練、河川の巡視、情報収集及び状況把握訓練、避難訓練、炊き出し訓練が実施された。また、参加者向けの水防工法の体験として、土嚢づくり、縄の結び方が教えられた。



写真一 土嚢づくりの様子(出典日本水フォーラムより提供)

演習第二部では、水没した家屋に取り残された人を念頭に置き、千葉県警察本部と陸上自衛隊第一空挺団がヘリコプターとボートで救出救護訓練が実施された。水防演習参加者からは、「各水防工法を実演され本番さながらの緊張感のある現場」「改めて災害時の怖さや普段からの意識の大切さを実感」などの声が聞かれた。



写真二 救出救護訓練の様子(出典日本水フォーラムより提供)

## 3. おわりに

この水防演習は、関係機関や周辺住民の訓練として、緊急時の対応想定を確認、周知すると共に、関係機関の機能を広く国民に周知する役割も担っていると感じられた。